

## 中井竹山・履軒の礼学についての考察

田世民

### 一、はじめに

周知の通り、懷徳堂は一七二四（享保九）年に大坂の町人たちの出資により設立され、一七二六年に江戸幕府の官許を得て以降百四十数年の経営を続け、一八六九（明治二）年に閉校を迎えた学問所である。初代の学主（教授）は三宅石庵（一六六五～一七三〇）を迎え、助教は五井蘭洲らが加わった。二代目以降の学主（教授）は順に中井髡庵（一六九三～一七五八）、三宅春楼、中井竹山（一七三〇～一八〇四）、中井碩果、中井桐園、並河寒泉が務めた。懷徳堂の学問は朱子学を基本としつつも特定の学を絶対化せず、諸学の利点を摂取し終始柔軟な姿勢を保ち続けていた。かくして、懷徳堂において自由かつ批判的な精神をもった学風を育んでいった。それが

懷徳堂の学問に豊かな創造性と可能性をもたらし、富永仲基（一七一五～一七四六）や山片蟠桃（一七四八～一八二二）など数々の異才を生み出した大きな要因の一つであった。

懷徳堂は儒礼の受容と実践においても、そうした学問的態度をとっていた。崎門派学者は朱子『家礼』のみを受容しようとして、丘濬『文公家礼儀節』などの明儒の説を一切排斥した。それに対し、中井髡庵は朱子『家礼』、丘濬『文公家礼儀節』とわが国の諸儒の書、また家庭の旧儀や師友に聞いたことを参考にして『喪祭私説』一巻を編集した。髡庵の亡き後、竹山・履軒兄弟は父の遺志を受け継ぎ、同書を校訂して序跋を物した。さらに、竹山は同書の所々に自説を加え、その内容を補正した。なお、履軒（一七三二～一八一七）には『服忌図』という書があり、幕府が出した「服忌令」の内容に依拠して、

親族関係別にもとづいた服忌期間を示した図のほか、中国古礼の服制をそれに附した。そして、「令訳」を作って服忌令に対して漢文体で解説した。履軒は本編によって、礼制の実践に心のある「君子」が、喪礼に相応しい喪服と礼器をこしらえ、喪葬の哀しみに応えられるよう努力することを、促したのである。

中井竹山には『礼断』という『礼記』の注釈書がある。本書は、竹山が元陳澧『礼記集註』（すなわち『礼記集説』）の刊本に、先人の注釈を引用し、そして「竹山曰」として自らの注釈や先人の注釈への批評・論駁を首書したものである。他方、履軒には『礼記雕題略』（『七経雕題略』之一）という書がある。それは履軒が陳澧『礼記集説』刊本に施した数多くの首書や書き込み（『礼記雕題』、散逸）を抜き出して、それを要約したものである。そして、竹山の子蕉園（一七六七―一八〇三）は履軒『礼記雕題略』の内容を、その著『蕉園首書礼記集説』の中に「叔子曰」として引用している。

本稿は、そうした懷徳堂の礼学著述の一次史料を利用して、中井竹山、履軒らの礼学思想を分析し、さらにそれと家礼書『喪祭私説』ないし懷徳堂の儒礼実践との間の関係を検討しようとするものである。以下、まず竹山『礼断』、履軒『礼記雕題略』と『蕉園首書礼記集説』

三書の内容と特色を紹介する。そして、竹山『礼断』における先人注釈の引用状況を統計によって分析し、履軒『礼記雕題略』に対して基本的な理解として幾つかの考察を示しておく。次に、竹山・履軒の礼説について分析する。さらに、竹山・履軒の礼学思想と、『喪祭私説』および懷徳堂の儒礼実践との関係について述べる。最後に、東アジアの視野から懷徳堂の礼学について若干の結論を挙げて締めくくる。

## 二、懷徳堂の礼学著作

上述のように、懷徳堂の礼学著作は以下の三書である。

- (一) 中井竹山『礼断』、五冊。陳澧『礼記集註』刊本（書林寶善堂刊重刊監本、十卷）に先人の経文注釈を引用し、自らの評注を首書する。
- (二) 中井履軒『礼記雕題略』（標題は「礼記雕題略」のみ）、上中下三冊。陳澧『礼記集説』刊本に施した首書や書き込み（先人の経文注釈の引用と履軒自らの批評を含む）を集めたもの。『礼記』経文を収録せず、篇名と項目のみを挙げる。
- (三) 中井蕉園『蕉園首書礼記集説』、十冊。「叔子曰」

として履軒『礼記雕題略』の全ての内容を引用して陳澧『礼記集説』刊本に首書する。

## (二) 中井竹山『礼断』

筆者は中井竹山『礼断』中の引用と評注文章に対して統計を行った。(以下、附表参照) その数の総計は一四五八回に上り(「按」や「竹山按」などがなく、文字にかかわる短い注記はカウントに入れない。「又曰」は一回と数える)、延べ四五の氏名や書名を引用したことが分かった。もし竹山自身の評注と按語(「竹山曰」「善按(竹山按/按)」、計五二九回)を除けば、総数は九二九回となる。なかでも引用回数もっとも多いのは楊鳳閣(楊曰)で、計二四八回あり、総数一四五八回中の一七％となる。(以下のパーセンテージは同例)それに継ぐのは、鄭玄の注と孔穎達の疏で、それぞれ一七九回(一一・二八％)と一七一回(一一・七三％)。「孔疏曰/云」と合わせてると一七五条、一一％)である。さらにその次は『説義』(二五七回、一〇・七七％)と方巖陵(六七回、四・六％)以下の氏名と書名である。

以上のデータから、竹山は楊鳳閣と『説義』の注釈をはじめ、『礼記』の鄭氏注と孔氏疏をとくに重んずることが見て取れる。

『礼断』各篇の引用評注回数で見ると、明らかに「檀弓」と「曲礼」二篇の引用評注回数が他の各篇のそれを遙かに上回ることが分かる。「檀弓」篇上下で延べ二九七回(二〇・三七％)、「曲礼」篇上下で延べ二〇五回(一四・〇六％)である。そもそも「曲礼」と「檀弓」二篇の分量はもともと多く、それらに関する注釈もそれなりに数が多い。それにしても、竹山はこの二篇の経文に対してはむろんのこと、それらに関する注釈に対しても詳しい検討を重ねたと、理解できる。後述のように、竹山自身の注釈批評(「竹山曰」や按語を含む)もまたこの二篇に集中している。附表には挙げなかったが、筆者の統計によると、「曲礼」篇上下の竹山の注釈批評と按語は延べ七六回あり、「檀弓」篇上下のそれはさらに多く、一一五回に上る。両者を合算すると、五二九回ある竹山の注釈批評と按語のうちの三六・一一％を占めている。この二篇の理解にいかにも腐心したか、そのことを垣間見ることができるといえる。

さきに、竹山は『礼断』の中でしばしば楊鳳閣、『説義』や方巖陵などの注釈を引用したこと、そしてそれらの礼説をとりわけ重視すると考えられることを述べた。では、竹山はどこからそれらの注釈を引用したのか。

『四庫全書総目提要』の記載によると、楊鳳閣は明の

人で、名は梧と、字は鳳閣（または嶧珍）といい、涇陽出身である。万歴壬子（一六一二年）の挙人で、青州府同知に出仕している。『礼記説義集訂』二四巻を著している。本書は『礼記』経文を収録せず、時文題目の式に従って冒頭の文章を挙げ、下に節を注記する。おおむね陳澧『礼記集説』と明の胡広『礼記大全』に依拠しているという<sup>三</sup>。では、竹山が頻繁に引用した『説義』という書はおそらくこの楊梧の『礼記説義集訂』のことであろう。はたしてそうであれば、『礼断』中の楊鳳閣『礼記説義集訂』からの引用は四〇五回にも達し、全ての引用・評語の三割弱（二七・七七％）を占めることとなる<sup>四</sup>。方巖陵の注釈は宋の衛湜『礼記集説』か胡広『礼記集説大全』から引用したものと推定される。そのほか、竹山が引用した氏名の大半は、『礼記集説大全』の引用氏名と重なっている<sup>五</sup>。残りの『鶴林玉露』や『漢書芸文志』などの引用は、その原典から直接引いたか、他の礼書から再引したものであろう。

楊鳳閣『礼記説義集訂』や方巖陵らの注釈は、竹山によって『礼断』の中でしきりに引用され、重視されたこととは上に述べた。では、引用回数が少なかった氏名の注釈は重要ではないということになるのか。実は、そうではない。例えば、竹山は『礼記』祭義篇の「致育於内、

散育於外。斉之日、思其居処、思其笑語、思其志意、思其所樂、思其所嗜。斉三日、乃見其所為育者」条のところで、一回に限って慕容氏の注釈を次のように引用している。

慕容氏曰：「無形之中視有所見、無声之中聽有所聞。皆其思之所能達」。

又曰：「思之至者、如見其存微之蹟、誠之不可揜也如此」。

慕容氏はすなわち宋の慕容彦逢（字は叔遇、一〇六六一一一七）のことであると考えられる。彼には『摛文章集』という著作がある。その巻末の附録「慕容彦逢墓誌銘」によると、「慕容氏は）自幼嗜学問、晚節益篤、藏書数万卷、朝夕繙閱不去手、自经史諸子百家之言、靡不洽通」という<sup>六</sup>。

慕容氏の上の注釈は、主としてこの条の後半の「斉すること三日にして乃ち其の為に斉する所の者を見る」に対して発している。つまり、祭りに先立って齋戒を行う。齋戒が三日続けば、「ついに故人のおもかげが絶えず目先に浮かんでいるようになる」という<sup>七</sup>。これは「みな其の思いのよく達する所」、「思いの至り」によるものである。

ところで、慕容氏は前半において、『礼記』曲礼上にある父母に仕える心構えを表わす「声無きに聴き、形無きに視る（父母が言わぬうちに察し、手足を動かさぬうちに（意向を）悟る）」<sup>五</sup>というような言葉を引いている。ところが、そこでは元の意味として使わず、祭る者が思念のあまり、あなたも故人の声を聞き、故人の動きを見えるような情景を表わすものとして転用している。<sup>六</sup>後半では、『中庸』鬼神章の「夫微之蹟、誠之不可掎如此夫」という文章を引用して、祭祀における鬼神の「如在其上、如在其左右」を表わしている。

中井竹山らの懐徳堂知識人は、世人が妖怪の崇りを信じて恐れること、学者がそれを排しないどころか、妖怪實在の邪説を発すること、そして鬼神の「形状」があることを迷信することを、多岐にわたって批判論駁している。<sup>七</sup>懐徳堂の「無鬼論」的立場は広く知られているものである。<sup>八</sup>

懐徳堂知識人は鬼神祭祀において、祭る側が「誠敬」を尽して祭祀を行うことを求める一方、鬼神の来格有無に対しては不問に付している。祭祀の時、祖考があたかも「その左右にあるがごとく」感じる、そのことに関して中井履軒は、それは子孫の「誠敬の至り」<sup>九</sup>によるものとし、また祭る者の「想像の光景」<sup>十</sup>であるという。

竹山は『礼断』檀弓下篇の「奠以素器、以生者有哀素之心也。唯祭祀之礼、主人自尽焉爾。豈知神之所饗、亦以主人有齐敬之心也」の条で、このようにいう。

唯祭祀之礼、凶則致素、吉則致飾。主人所自尽其時之心、神之享否不可知等、所以恃其齐敬之心也。<sup>十一</sup>

竹山はここでも、主人（祭主）が祭祀においてなにより自らの「齋敬の心」を尽すべしと強調している。

ここでひとつのことが分かった。つまり、竹山が祭義篇の「致齐於内、散齐於外」条で慕容氏「無形云云」の注釈を引いたのは、その説が鬼神祭祀のことをよく言い表していると考へてのことである。また、世俗の鬼神「有形」への迷信を極力論破しようとする竹山にとって、慕容氏の「無形」説は一層重要だと思つてここに引いたと考へられる。

なお注目すべきは、竹山「礼断」は二回にわたつて履軒の礼説を引用したことである。なかでも、そのうちの一回は「処叔曰」とのみ断つたものの、筆者が調べた結果、それは明らかに履軒「礼記雕題略」緇衣篇「子曰：南人有言曰」条から引いたものであると確認できた。このことから、竹山「礼断」の成書は履軒「礼記雕題略」<sup>十二</sup>

より遅いと分かる。それより大事なものは、後述のように、竹山『礼断』には履軒『礼記雕題略』と同様な論旨をもつ内容がたくさんある、ということである。さらに、両書の論述を比較対照してみれば、竹山の注釈や論評は履軒のそれより詳しく、『礼記雕題略』の論じきれないものを補うような感さがある。

## (二) 中井履軒『礼記雕題略』

繰り返し述べたとおり、履軒『礼記雕題略』はその『礼記雕題』中の先人注釈の引用や自説の書き込みを集めたものである。「雕題」とは『礼記』王制篇の「南方を蛮と曰う、題を雕み趾を交え、火食せざる者有り」に出る言葉である。本来は額に入れ墨をするという意味だが、「ここでは転じて刊本に記した頭注」を言う。<sup>〔七〕</sup>

『礼記雕題略』は履軒『七経雕題略』のひとつである。そのほか、『易』『尚書』『詩』『左氏春秋』『中庸』『論語』『孟子』があり、計八種である。八種なのに、なぜ「七経」というのか。履軒は当初「七経」の意識で『七経雕題略』を編纂していたと考えられる。

また、『七経雕題略』は履軒の经学研究のいわば過渡的な作品である。それまでに、履軒は『七経雕題』（周易雕題）『尚書雕題』『詩雕題』『左氏雕題』『礼記雕題』『学

庸雕題』『論語雕題』『孟子雕題』。その内の『礼記雕題』は散逸）を著していた。その後、『七経雕題略』を経て、履軒は自らの经学研究を『七経逢原』（周易逢原）『夏書逢原』『古詩逢原』『左伝逢原』『論語逢原』『孟子逢原』『中庸逢原』。その他、『古詩得所端』『古詩古色』『大学雜議』がある）に集大成した。『七経逢原』には、『礼記逢原』という作品がない。はたして履軒は晩年に『礼記』を「七経」から排除するという考えがあったからなのか、それとも他の理由があったからなのか、知りえない。

『礼記雕題略』は履軒の礼研究の成果である。その内容は竹山『礼断』と比較対比することが出来る。ここで、基本的な理解として『礼記雕題略』の特徴を以下に挙げておく。

一・履軒『礼記雕題略』は『礼記集説』を論評する着眼点において、竹山『礼断』とまったく同一ではない。ただし、ある特定の主題、たとえば後述の「忌日」や「禫礼」について、両書は同様に少なからざる紙幅を費やして論じていた。

二・履軒は時に『礼記』经文自体の間違いや誤写を指摘する場合がある。例えば、履軒は祭義篇「氣也者神之盛也、魄也者鬼之盛也」条の文章に問題

があるとして、「二句宜言、神也者魂之盛也、鬼也者魄之盛也。疑誤（たぶらか）寫」と指摘する。つまり、履軒はこの経文は「鬼神」「魂魄」のように前後対称であるべきと考へるのである。

三、「礼記」は一人の手に成る著作ではないと指摘する。履軒は表記篇「卜宅寢室。天子不卜処大廟」条でこのように述べる。「廟通人鬼、其鬼廟稱大廟、所以別於人廟也。人廟亦稱大廟、所以別於別寢下宮也。記不出於一手、稱呼有參錯、不可不審辨（たぶらか）之」という。

四、漢儒の「妄作」を指弾する。（この点、竹山にも同様な指摘がある。）履軒は祭法篇の冒頭で、「是篇所記、往往不合於礼制、於義亦甚不安。漢儒妄作之尤者。今不拳辨（たぶらか）」と、このように述べる。さらに、特定の篇に対し「誕妄」の作として、読むべきではないと批判する。例えば、月令篇のところで履軒は「是一篇誕妄不經之甚者、勿講可也」という。そして、この篇に対して一切評注を施していない。

### (三) 中井蕉園『蕉園首書礼記集説』

中井蕉園『蕉園首書礼記集説』の首書内容はそのまま

中井履軒『礼記雕題略』からの引用なので、本稿では本書を取り上げない。蕉園は竹山の第四子で、名は曾弘、字は伯毅という。蕉園は号。文才があつて、竹山からも多大な期待が寄せられたが、若くして死去し、享年三七歳だった。本書は蕉園が『礼記』注釈に従事する準備段階のもので、未完の作品である。

総じて言えば、『礼断』中に引用された先人の礼説注釈は総数において『礼記雕題略』を大幅上回っている。おおざっぱな言い方だが、『礼断』は先人注釈の引用と評注とを兼ね備えるもので、比較的体裁の整った経書注釈書である。それに対し、『礼記雕題略』は先人注釈を引用することも間々あるが、全体的に本書の目的は注釈ではなく、『礼記集説』の論評にあると考えられる。

### 三、竹山、履軒の礼説

——「忌日」、「禫祭」をめぐる議論を例に

『礼断』にある竹山の礼説論評において、『礼記雕題略』にある履軒のそれとしばしば同様な論旨や内容がみえる。前述のように、竹山『礼断』には履軒『礼記雕題略』から引用した文章が確認され、『礼断』の成書は『礼記

『雕題略』より遅いことが分かった。そのことから、竹山は『礼断』著作の過程で履軒の『礼記雕題略』を参考にしていたと考えられる。ところで、竹山と履軒は兄弟であり、普段直接に学問談義を交わす機会が多かったため、二人は礼学をめぐってよく議論し合っていたと推測できる。また、二人はともに五井蘭洲に師事していた。そこで、二人に同様な見解があるのは、約せずして意見が一致したという可能性以外に、一人が議論しての合意事項であったり、師説を受け継いだものであったりすることも考えられる<sup>三三〇</sup>。

以下、「忌日」、「禫祭」に関する竹山『礼断』と履軒『礼記雕題略』との議論を例に、二人の礼説について考えてみたい。

## (一) 忌日の弁

竹山は檀弓上篇の「亡則弗之忘矣。故君子有終身之憂」条でこのように述べる。

竹山曰、忌日之制、非古也。蓋起乎秦漢已後。何者。古昔教日以六甲、不以一二焉。一二教者、自秦漢矣。夫既用干支、借令今年子月甲子日、在月半。推之他年或在月首、或在月季。或犯前月、或属後月。参差

不一、悪得指定忌日。一二数而後、年年一準、但晦日之死、小尺移用廿九日已。予嘗疑大小祥祭、古礼曷以下日、不直用忌日。後得其説、以忌日不可知也。秦漢儒者以当時計日之法定忌日祭、遂謂古礼亦然。相沿之久、後世儒者皆習焉而不察。(中略) 凡戴記所謂忌日、指死日干支。每六旬而得一忌日、歳有五六忌日、而実非死之日。故不行祭、但不楽、以為終身之喪耳。後世以一二計日、毎月得一忌日、而歳有十二忌日、其中一月実得死之日。故其日遷主行祭者、合於先王追遠之遺意、是在後世実不可廢也。予亦何容喙。但相承直以忌日祭為古礼、不復淘汰。古今之異、則予弁不可以已矣<sup>三三一</sup>。

引用は長くなったが、そのポイントを3つほど以下に整理しよう。

- 一、古代は「六甲」つまり干支で日を数える。秦漢に入ってはじめて「一二」をもって数えるようになる。十干十二支の組み合わせで六〇日がひとつのめぐりとなる。そのため、忌日は特定できず、古礼の「大小祥祭」では日を卜して祭りを行う。
- 二、後世の儒者は一二で日を数え、それをもって忌



日祭の日にちを決めることに慣れているため、古礼も同様だったと勘違いする。『礼記』にいう「忌日」は死んだ日の干支を指す。六〇日に一回の忌日が回ってくるので、年に五、六回の忌日があるわけであるが、それは死んだ日ではない。ゆえに、忌日に際して祭りを行わないものの、「終身の喪」を表すために音楽を演奏しない。

三、後世は一二で日を数える。月に一回、年に一二回の忌日がある。そのうちの一回は死んだ日にあたる。ゆえに、後世の忌日祭は古礼そのものではないものの、「遠きを追う」という先王制礼の趣旨に合致するので、それを廢するわけにいかない。ただし、世間が忌日祭を古礼と違って、古今礼制の違いを知らぬことに対して、それを弁明せざるにいられないのである。

履軒は同じ条でこのように述べる。

古所謂忌日、以干支紀也。譬以甲子日死、每遭甲子以為忌也、而不干月數、凡一歲而五六忌矣。然不樂、不用而已、非必行祭奠。如子卯為疾日而不樂、亦此之類已。後世一二數日、遂以死之某月某日為忌、而

一歲一忌行祭奠、皆非古義。且如此、古人有欲為而不能者。喪大記、朔日忌日則婦哭、當參考。<sup>(三三)</sup>

履軒のこの見方は竹山のそれと一致する。また、履軒は檀弓下篇の「子卯不樂<sup>(三三)</sup>」と喪大記篇の「朔月忌日、則婦哭于宗室<sup>(三五)</sup>」といった文章を引いて、論拠としている。

竹山は檀弓下篇「滕成公之喪、使子叔敬叔」条においても、先の見方に呼応する形で、同様なことを約言している。彼はこのように述べる。

竹山曰、懿伯之忌、旧說贖贖、陳注辨之、以為忌日者、是矣。但古者所謂忌日、与後世異。何者。古計日以干支、不以一二焉。故以死日干支為忌日、每六旬而遇一忌、一年蓋有五六忌日。其或非死之日。故不必祭。但變常以終其日耳。是以上篇曰、忌日不樂。祭義曰、君子有終身之喪、忌日之謂也。是經「懿伯之忌」蓋是也。此義陳注未得發也。<sup>(三五)</sup>

祭義篇「君子有終身之喪、忌日之謂也」条の竹山の首書を確認すれば、そこでは「竹山曰、予忌日之説見前」と述べられている。

要するに、「忌日」の弁は竹山『礼断』における議論

の中心の一つであり、全編にわたってその見方が一貫している。そして、履軒『礼記雕題略』にも同様な見方が確認できる。

## (一) 禫祭

竹山は檀弓上篇「魯人有朝祥而莫歌者」条でこのように述べる。

竹山曰、下文曰、祥而縞、是月禫、徙月而楽。王肅曰、二十六月作楽。鄭康成曰、二十八月而作楽。各有案拠、王説為是。詳下文孟獻子禫条。

竹山は後ろの「孟獻子禫」条で、『礼記注疏』にある王、鄭二人の「祥禫祭」をめぐる長い論述を節録して、そして最後に「竹山曰、祥禫之義、王説近是」と評語をつけて締めくくっている。

このポイントは、つまり三年の喪の「大祥」(三回忌)の後の「禫祭」はいつ行うのか、その点にある。それは同時に、喪が明けていつから音楽を演奏してよいかという問題に関わってくる。王肅の考えでは、二五ヶ月目に大祥祭を、同じ月に禫祭を行う。そして、「是月禫、徙月而楽」という経文に従えば、すなわち二六ヶ月目に音

楽を演奏する。それに対し鄭康成(鄭玄)は、二五ヶ月目に大祥を、翌々の二七ヶ月目に禫を行い、そして二八ヶ月目に音楽を演奏する、と主張する。それぞれ依拠するところがあるものの、竹山は王氏の説が正しいと支持する。

他方、履軒は『礼記雕題略』檀弓上篇の「魯人有朝祥而莫歌者」条でこのように述べる。

大祥是二十五月矣。註以魯人之祥為二十四月、何哉。是不可曉者。踰月、謂至祥之次月、即二十六月矣。可知禫祭在祥月中也。「中月而禫」章、可併考。

ここから、竹山と履軒はともに王肅説に同意して、「二十五月禫」と考えている。その最大な理由は、二人は「中月而禫」の「中月」は「月中(その月のうちに)」を指していると考えたからである。竹山は『礼断』問伝篇で、特に「父母之喪、既虞卒哭」条の「中月而禫」を解釈して、「中月、月中也。猶中林、中谷之中」という。履軒もまた、「土虞礼、中月而禫。与『詩』中林、中河之中同。謂在是月内也」と、同じことを述べている。

以上、二人の礼説について検討した結果、竹山・履軒兄弟の関心は、忌日祭をはじめ、服喪期間などの礼制に

集中されていることが分かった。その関心は、はじめに述べた家礼書『喪祭私説』と履軒『服忌図』を含めた儒礼実践の著作のそれと、相通じるものであった。そこで、以下は竹山・履軒の礼学思想と『喪祭私説』および中井家の儒礼実践の関係について、考えてみたい。

#### 四、竹山・履軒の礼学思想と『喪祭私説』 およびその儒礼実践の関係

『喪祭私説』は中井斃庵の早年の著作だが、生前は改訂には及ばなかった。一七五八年に斃庵を亡くした竹山・履軒兄弟は、亡父の遺志を受け継ぎ本書の改訂に着手した。そして、本書に対して補正と校訂を行い、序跋を物して、ようやく竹山の而立の年（一七六〇年）に本書を完成させた。ところで、本書は出版されず、写本として現存している。懷徳堂中井家は、主に『喪祭私説』に依拠しながら現実の必要に応じて儒教の喪祭儀礼を行っている<sup>110)</sup>。

竹山は『喪祭私説』喪礼の「禫」項を補正して、次のことを述べている。「喪大記、祥而食肉。間伝、中月而禫、始食肉。檀弓、祥而禫、是月禫、移月而禫（引用者注——檀弓篇の原文は「徙月樂」）。是数説、皆不同、無所

適従。然拠『家礼』食肉飲酒、在祥之下、似従喪大記之文也。夫既祥之禫、以禫除焉。今既祥無服、則雖無禫可也<sup>111)</sup>』という。上引から分かるように、竹山は父斃庵『喪祭私説』を補正する段階で、すでに「禫祭」をいつ行うのかという問題に気付いた。しかしこのとき、竹山はただ儀礼実行の立場から、「大祥」の後もう服はない（除喪した）ので、「禫」がなくてもよいと述べるに止まっていた。また、竹山は同じ項の後の「大祥之後、中月而禫」の附註「間一月也」に対して、改訂を施していない。つまり、朱子『家礼』と同じく、「二十七月禫」になっている。

竹山が喪大記篇、間伝篇と檀弓篇にある「禫祭」をめぐる文章を引いて、「無所適従」と表明したことからみると、この時竹山は三年喪の禫祭はいつ行うのかについて、まだ定見があるわけではなかった。それは、前述のように、竹山が「礼断」において明らかに王肅「二十五月祥同月禫」説を支持した態度と、大いに異なっている。いってみれば、竹山にそのような態度の転換があるのは、『喪祭私説』を補正した後、礼学についてさらに研究して、「禫祭」をめぐる理解を深めたことによるものであると考えられる。

つぎに、『中井家歴代裏事録<sup>112)</sup>』（葬儀記録）という史料

によって、中井家の儒礼実践と竹山・履軒の礼学思想の關係について考える。『中井家歴代裏事録』は早期の記録が簡略だったのを除いて、中井家歴代の葬儀について詳細な記録を残している。それは、懷徳堂中井家の儒礼実践を研究するうえで、欠かせない重要な史料である。

まず、贅庵裏事録の中の「三虞朝夕奠品案」の記載を見よう。「三虞祭」以降、五〇日目の「擬卒哭」(本来、「卒哭」祭は死後一〇〇日目に行う。近世日本では、父母のために忌五〇日なので、中井家は卒哭をここに繰り上げた。)をはじめ、亡き後の「第百日」にいたるまで、供え物を用意して祭りを行っていた。贅庵裏事録の「三虞朝夕奠品案」の記載は、「初忌日」の己卯(二七五九)六月一七日に止まり、「禫祭」を行つた記録はない。この時の喪主は竹山が務めていた。もし記載通り、「禫祭」を行っていないければ、竹山のこの時の実経験はあの『喪私説』の「今既祥無服、則雖無禫可也」という注記につながつたと理解できる。

つぎに、竹山裏事録の「竹山先生三虞朝夕奠」によれば、「第五十日」以降、記載は百日目の祭りに止まり、そして「百ヶ日上り」と記されている。「上り」とは、「完了」や「仕上げ」などの意味がある。そのように考えれば、中井家は百日目に「喪祭」(服喪期間中の祭り)を

終わらせようとしたということになる。はたしてそうであれば、ここでは『喪私説』にある竹山の「禫祭を行わず」という意見が尊重され、後の『礼断』にある「二十五月禫」説に賛同する見方は取り入れられなかったことになる。

一方、竹山と同じく王肅説に賛同して「二十五月禫」を是認した履軒であるが、その裏事録中の〈履軒先生三虞朝夕奠品案〉を見ると、明らかに禫祭を行つた記載が確認できた。履軒は一八一七年(丁丑)二月一五日に死去し、享年八六歳だった。〈履軒先生三虞朝夕奠品案〉によれば、(四月)五日朝 第五十日／擬卒哭以降、「(五月) 廿五日 第百日」をはじめ、「戊寅二月十五日 小祥期／俗云一周忌」、「文政二年 己卯二月十五日／大祥期 俗云三回忌」とあり、そしてその後に「禫 本月廿一日」の記載があった。とすれば、履軒の遺族はほぼ三年喪の祭儀通りに従っており、そして履軒「二十五月禫」の意見を尊重して、「大祥」の同じ月に「禫祭」を行つたのである。

## 五、おわりに

上に述べてきたように、中井竹山は『礼断』の中で先

人の注釈を引用し、それに対して賛同したり論駁したりした。とりわけ「竹山曰」はよく注釈者の誤謬を指摘し、古注と新注を問わず、それに批判の矛先を向けていた。例えば、彼は表記篇「子曰、君子敬則用祭器」一条でこのように述べる。「竹山曰、敬謂祭祀也。鄭注泛指朝聘賓客而諸家皆從之、非矣。鬼器豈可通人器乎」という。履軒『礼記雕題略』もそうであり、注釈者の間違いを論破するばかりではなく、既述のように漢儒の「妄作」や經文の「誤写」を指摘さえしている。

先人の注釈に対する彼らの論評が妥当かどうかについては別に検討する余地がある。だが、懷徳堂の礼学研究が依拠した陳澧『礼記集説』は、朱子学的解釈を主とした科挙試験のためのテキストであるが、竹山らはそれを相対化していた。中国や朝鮮のような科挙試験に囚われることがなかった点は大きかったが、なにより懷徳堂の自由かつ批判的な学風がそれを可能にした大きな要因として考えられよう。

他方中国では、明成祖の永楽年間に定められた科挙定式のなかで、『五経』の中の『礼記』については、陳澧『礼記集説』が唯一の標準テキストとして公式に決められていた。また、胡広らが勅命を受けて編纂した『礼記集説大全』（一般には『礼記大全』）は、その凡例の第一条で

このように言明する。「今編以陳氏『集説』為宗、諸家之説有互相發明及足其未備者分註于下、不合者不取」という。つまり、諸家の説は問々採用するが、陳氏『礼記集説』と相矛盾する学説は一切取り入れないということである。ここでも、科挙の標準テキストにおける學術研究上の制限が見て取れる。

朱子『家礼』の実践という観点から見れば、中井塾庵らは『家礼』をモデルに、『文公家礼儀節』を参考にして、家礼書『喪祭私説』を編纂していた。本書は『家礼』に依拠しているが、周りの市井では仏式葬祭が一般で、儒礼は普通ではない状況の中で、社会の現実に沿う形で儀節に対して工夫を施さざるを得なかった（例えば五〇日目に繰り上げて「擬卒哭」をするなど）。また、実葬儀の祭りでは、上の履軒の例で見たように、履軒の遺族は履軒の意見を尊重して、王肅の「二十五月禫」説に従って、大祥の同じ月に禫祭を行っていた。つまり、鄭注の「二十七月禫」に従う朱子『家礼』の規定と異なっていたのである。

一方、明代以降の中国では、大勢として朱子『家礼』に基づいて儀礼が行われ、家礼類書がつきつきと出版されていった。李氏朝鮮では、朱子『家礼』を公式の礼制と定め、全国においてその儀礼通りに実行することに徹

底させていた（今でもその礼式とりわけ祭祀が忠実に守られている）。近世日本の状況といかに違うか、一目瞭然である。

近世日本の儒家知識人たちが儒礼を実践するアプリアの条件は、中国や朝鮮のそれとは比べ物にならなかった。だからこそ、彼らは礼書を研究し、実儀礼において儀節の工夫に苦心して、それをもって「礼意」に合致するように努力していた。懷徳堂の礼学研究とその儒礼実践は一体のものであった。竹山・履軒らの懷徳堂知識人は礼の思想を生きようとしていたと言い換えてもよい。しかし、それは懷徳堂知識人に限るものではない。朱子『家礼』の受容を通じて儒教儀礼を積極的に実践しようとした、多くの近世日本知識人たちにはその側面をうかがうことができる。

本稿は中井竹山・履軒の礼学思想とその儒礼実践の關係に絞って考え、「忌日」「禫祭」をめぐる彼らの礼説の検討によって、如上の結論を述べてきた。要するに、竹山『礼断』や履軒『礼記雕題略』は無味乾燥な礼学著述に終わるものではない。そこからほとばしる思想の活力は、我々のさらなる探究を俟っている。

【附記】筆者は本稿の準備段階で、史料収集に大阪大学

附属図書館懷徳堂文庫を訪れる機会に恵まれた。その間、大阪大学各位のご協力を頂いた。この場を借りて、特に懷徳堂研究センターの井上了氏と附属図書館の皆さんに感謝を申し上げる。なお、本稿は台湾・行政院国家科学委員会專題研究計畫（研究課題名・懷徳堂的礼学思想与近世日本儒学界的相互影響、二〇〇九年八月一日―二〇一〇年七月三十一日）による研究成果の一部である。

注

(一) 詳しくは、拙稿「懷徳堂における儒教儀礼の受容——中井家の家礼実践を中心に——」(大阪大学大学院文学研究科・文学部懷徳堂センター編『懷徳堂センター報』二〇〇八、二〇〇八年)を参照されたい。

(二) 以上の三書とともに大阪大学附属図書館「懷徳堂文庫」に所蔵されている。本稿における引用もそれに拠る。

(三) 永瑯他『四庫全書総目提要』(台湾商務印書館、一九六五年)経部、卷二四、礼類存目二、礼記、礼記説義集訂二四卷、四七六頁。

(四) 中井履軒『礼記雕題略』もしばしば楊鳳閣の文章を引用する。ところで、『四庫全書総目提要』は楊氏の書には不評で、それを「不甚研求古義」とか、「鈔撮講章、非一一採自本書。故不能元元本本、折衆説之得失也」(四七七頁)とかと批判する。竹山と履軒はなぜわざわざ楊梧『礼記説義集訂』を引用したのか。その問題に関する詳しい検討は、他日を期したい。

(五) 陳恆嵩の研究によると、胡広らは『礼記集説大全』を編纂するにあたって、実際には衛湜の『礼記集説』をもとに諸家の注釈を増やしたり減らしたりして完成させたという。故に『礼記集説大全』に引用された礼説・注釈は九割以上衛湜『礼記集説』のそれと重なる。同『礼記集説大全』修纂取材來源

探究」(『東吳中文研究集刊』四、一九九七年、一・二四頁)参照。本稿の附表は、一部陳文の『礼記集説大全』引用状況表を参考にして、注釈者の氏名を復元した。

(六) 中井竹山『礼断』祭義篇、卷八、三五丁表。句読点は引用者。以下同。

(七) 前掲陳恆嵩『礼記集説大全』修纂取材來源探究、註四、一頁より再引。

(八) 竹内照夫『新釈漢文大系二八・礼記』(明治書院、一九七七年)中、七〇一頁。

(九) 竹内照夫『新釈漢文大系二八、礼記』上、二〇頁。

(一〇) 竹山・履軒に師事した山片蟠桃は、その著『夢の代』でも、この曲礼上の語を『礼記』祭義の語と勘違いしたらしく、祖先祭祀の文脈でそれを解釈している。蟠桃はこのように述べる。「実ニ神靈アラバ、何ゾ明器ヲ用ヒン。コレ鬼神ナキノ証ナリ。祭義曰、「声なきに聞き、形なきに視る。」(中略)コレ鬼神ヲ祭ルノ要ナリ」という。『夢の代』無鬼上第十、水田紀久・有坂隆道校注『日本思想大系四三、富永仲基山片蟠桃』(岩波書店、一九七三年)、四九七頁。

(一一) こうした妖怪の祟りや鬼神の「形状」への懷徳堂諸儒の論駁の文章は、懷徳堂最後の教授並河寒泉によつて集められ、その著『辨怪』(大阪大学懷徳堂文庫所蔵)の中に収録されている。佐野大介は本書を活字に翻刻する作業を行い、その成

果を大阪大学懷徳堂研究センター『懷徳堂センター報』に掲載している。

- (一一) 懷徳堂の無鬼論について、子安宣邦「陰陽の鬼神と祭祀の鬼神——無鬼論の特質をめぐって——」、『懷徳』五四、一九八五年(のち同『新版鬼神論・神と祭祀のディスコース』白澤社、二〇〇二年)；小堀一正「無鬼、またはフィクショナルとしての鬼神——山片蟠桃小論——」、『懷徳』五六、一九八七年(のち同『近世大坂と知識人社会』清文堂、一九九六年)；陶徳民「懷徳堂朱子学の研究」(大阪大学出版会、一九九四年)第六章「無鬼論」；宮川康子「富永伸基と懷徳堂——思想史の前哨(べりかん社、一九九八年)第四章「あたりまえの誠の位相——「誠の道」と『中庸』の誠をめぐって」など参照。
- (一二) 中井履軒『水哉子』卷之中「祭祀編第四」、関儀一郎編『続日本儒林叢書第一冊・随筆部第一書目』(東京・東洋図書刊行会、一九三〇年)、一五頁。
- (一三) 中井履軒著、中井木菟麻呂校訂『中庸逢原』(岡田利兵衛發行、一九二七年。京都大学文学部図書館蔵)、第十九章、四五丁裏。
- (一四) 中井竹山『礼断』檀弓下篇、卷二、五〇丁裏。なお、『礼記集註』中の方氏注が「祭祀」は「吉祭」を指し、「自盡」は「致文」を指すとする解釈に対して、竹山は「恐強牽」と反論している。五〇丁裏―五一丁表。

(一六) 竹山『礼断』には、「処叔曰、爵不加於不肖、則政理、故民生立且止也。専事祭祀如敬奉鬼神、而却名之為不敬者、藝瀆故也。且事煩数、則必瀆乱矣。是事神所以難也。此引「兪命」、文理自通、宜随文解。勿依古文尚書講」とある。緇衣篇、卷九、六〇丁表。

- (一七) 湯浅邦弘編著『懷徳堂事典』(大阪大学出版会、二〇〇一年)、一〇八頁「七経雕題」の項。
- (一八) 中井履軒「礼記雕題略」卷下、祭義篇。
- (一九) 中井履軒「礼記雕題略」卷下、表記篇。
- (二〇) 中井履軒「礼記雕題略」卷下、祭法篇。
- (二一) 例えば、竹山は王制篇「変礼易染者為不從、不從者君流」条の先人注釈への論評の中で、蘭洲の言葉を引きいてそれに同意するようなことを述べたことがある。そこでは、「竹山曰、左氏大伯虞仲大王之昭也。大伯不從、是以不嗣。蘭洲先生曰、伝唯書不從、朱子何由知其不從翦商之志也。因援王制、此文曰、不從時王之制、如史遷所謂文身斷髮、示不可用、是以不得嗣也。是說得之」という。中井竹山『礼断』王制篇、卷三、九丁表。
- (二二) 中井竹山『礼断』檀弓上篇、卷二、五丁表―五丁裏。
- (二三) 中井履軒「礼記雕題略」卷上、檀弓上篇。
- (二四) 王夢鷗の解釈によれば、「殷紂は甲子に自らの身に火をつけて死に、夏桀は乙卯に追放された。ゆえに、古代の王は甲子・乙卯を忌日とみなし、自らが戒めるように音楽を演奏しない」



という。王夢鷗『礼記今註今釈』上（台北・台湾商務印書館、

一九七〇年、二〇〇二年）、一七五頁。

(二五) これは「(大夫や士は、父母の喪において、(しばらく宗家に居て服喪するが)既に練祭を終えれば家に帰る。)そして毎月の朔日と忌日(命日)には宗家へいって哭泣する」という意味である。竹内照夫『新釈漢文大系二八、礼記』中、六八三頁。

(二六) 中井竹山『礼断』檀弓下篇、卷二、六九丁裏。

(二七) 中井竹山『礼断』祭義篇、卷八、三三三丁裏。

(二八) 中井竹山『礼断』檀弓上篇、卷二、八丁表。また、竹山は陳澧『礼記集註』の「三年之喪、實則二十五月。今已至二十四月矣」という注釈に対して是認せず、「竹山曰、大祥二十五月。註云今已二十四月、誤矣。蓋和今年正月之喪至次年正月、不計閏月、得十二月。又至次年正月、得十二月。合為二十五月」と首書して批判している。八丁裏。

(二九) 中井竹山『礼断』檀弓上篇、卷二、一一丁裏。

(三〇) 中井履軒『礼記雕題略』卷上、檀弓上篇。

(三一) 中井竹山『礼断』問傳篇、卷十、九丁裏。

(三二) 中井履軒『礼記雕題略』卷上、檀弓上篇、「孟獻子禫」条。

(三三) 詳しくは前掲拙稿「懷徳堂における儒教儀礼の受容——

中井家の家礼実践を中心に——」を参照されたい。

(三四) 大阪大学懷徳堂文庫蔵『喪祭私説附幽人先生服忌図』写

本に拠った。

(三五) これは中井家の私文書であり、髡庵、髡庵夫人をはじめ、蕉園、竹山、履軒以下の中井家一族の葬(祭)儀を記録したものである。現在、大阪大学懷徳堂文庫に所蔵され、一部の内容はすでに翻刻され、『懷徳』五四、五七号に掲載されている。(三六) 「九月廿七日 第百日」のすぐ後に、元来「擬大祥」らしい文字が書かれたが、墨で消されていた。

(三七) 中井竹山『礼断』表記篇、卷九、四九丁裏。

(三八) 前掲陳恆嵩『礼記集説大全』修纂取材來源探究、三、六頁。

(三九) もっとも、朱子自身は鄭氏の説よりも王肅説に賛同するような発言をしている。「二十五月祥後便禫、看來当如王肅之説、於『是月禫、徃月樂』之説為順。而今從鄭氏之説、雖是礼疑從厚、然未為当」という。『朱子語類』卷八九(中華書局、一九八三年)、二二八三頁。『性理大全』本『家礼』の喪礼にも上の朱子の言葉が附註として引かれている。

【附表】

通番号	引用氏名・書名(出現順)	原氏名・書名	引用回数	%
一	楊鳳閣曰(楊曰/楊云)	楊鳳閣	二四八	一七・〇一
二	說義曰	禮記說義集訂	一五七	一〇・七七
三	藍田呂氏曰	呂大臨	二	〇・一四
四	方嚴陵曰(方氏曰/方曰)	方慤	六七	四・六〇
五	古註曰(古註/古註云)	禮記注疏	一三	〇・八九
六	永嘉戴氏曰	戴溪	二	〇・一四
七	吳郡范氏曰	范成大	一	〇・〇七
八	疏曰	禮記注疏	一七一	一・一七三
九	鄭注鄭曰/鄭云)	鄭康成注	一七九	一・二二八
一〇	孔疏曰(云)	孔穎達疏	四	〇・二七
一一	王子墨曰	王子墨	二	〇・一四
一二	馬氏曰	馬晞孟	八	〇・五五
一三	正義曰	禮記注疏正義	一	〇・〇七
一四	陳長樂曰	陳祥道	七	〇・四八
一五	王肅曰	王肅	二	〇・一四
一六	陳北溪曰	陳淳	一	〇・〇七
一七	程子曰	程頤	一	〇・〇七
一八	山陰陸氏(陸山陰)曰	陸佃	七	〇・四八
一九	吳臨川曰	吳澄	七	〇・四八
二〇	鄭氏曰	鄭康成	二	〇・一四
二一	字典曰	字典	一	〇・〇七
二二	唐韻曰	唐韻	一	〇・〇七
二三	鶴林玉露曰	鶴林玉露	一	〇・〇七
二四	國語	國語	一	〇・〇七
二五	李氏曰	李氏	一	〇・〇七
二六	胡鄱陽曰	胡氏	一	〇・〇七
二七	說文曰	說文解字	一	〇・〇七

禮記篇名	各篇引用批評	%
曲禮上	(一)	一三三
曲禮下	(二)	七三
檀弓上	(三)	一六七
檀弓下	(四)	一四四
王制	(五)	八九二
月令	(六)	五四二
曾子問	(七)	五八三
文王世子	(八)	二七
禮運	(九)	三一
禮器	(一〇)	三一
郊特牲	(一一)	七四
內則	(一二)	六七
玉藻	(一三)	四五
明堂位	(一四)	七二
喪服小記	(一五)	九
大傳	(一六)	二〇
少儀	(一七)	一〇
學記	(一八)	一三
樂記	(一九)	二五
雜記上	(二〇)	八〇
雜記下	(二一)	一四
喪大記	(二二)	二七
祭法	(二三)	二七
祭義	(二四)	九
祭統	(二五)	〇・六二
經解	(二六)	一・一〇
哀公問	(二七)	一・二一

通番号	引用氏名・書名(出現順)	原氏名・書名	引用回数	%
二八	葉石林曰	葉夢得	一	〇・〇七
二九	邵金華曰		二	〇・一四
三〇	周延平(周氏)曰	周濶	五	〇・三四
三一	蔡氏曰	蔡氏	二	〇・一四
三二	張子曰	張載	二	〇・一四
三三	盧氏曰	盧氏	一	〇・〇七
三四	項江陵曰	項安世	一	〇・〇七
三五	呂東萊曰	呂本中	二	〇・一四
三六	真西山曰	真德秀	二	〇・一四
三七	輔慶源曰	輔廣	六	〇・四一
三八	應金華曰	應鏞	二	〇・一四
三九	王新安曰	王氏	一	〇・〇七
四〇	朱子曰	朱熹	八	〇・五五
四一	漢書藝文志曰	漢書藝文志	一	〇・〇七
四二	賈氏曰	賈公彥	一	〇・〇七
四三	慕容氏曰	慕容彥逢	一	〇・〇七
四四	劉清江曰	劉敞	一	〇・〇七
四五	處叔曰	中井履軒	一	〇・〇七
四六	竹山曰	中井竹山	四八一	三二・九九
四七	善按(竹山按/按)	中井竹山	四八	三・二九
引用批評回数合計			一四五八	一〇〇・〇

禮記篇名	各篇引用批評	%
仲尼燕居 (二八)	四	〇・二七
孔子閒居 (二九)	三	〇・二一
坊記 (三〇)	三三	一・五八
*中庸 (三一)	〇	〇
表記 (三二)	二二	一・五一
緇衣 (三三)	一九	一・三〇
奔喪 (三四)	五	〇・三四
問喪 (三五)	五	〇・三四
服問 (三六)	二	〇・一四
間傳 (三七)	三	〇・二一
三年問 (三八)	一	〇・〇七
深衣 (三九)	三	〇・二一
投壺 (四〇)	六	〇・四一
儒行 (四一)	二	〇・一四
*大學 (四二)	〇	〇
冠義 (四三)	二	〇・一四
昏義 (四四)	二	〇・一四
鄉飲酒義 (四五)	九	〇・六二
射義 (四六)	四	〇・二七
燕義 (四七)	四	〇・二七
聘義 (四八)	五	〇・三四
喪服四制 (四九)	五	〇・三四
合計	一四五八	一〇〇・〇